

安全ですか？お住まいの住宅や、 道路に面したブロック塀！



(財)消防科学総合センター
<http://www.1srad.or.jp/>

地震から身を守る補助金があります

※この補助金は令和7年度まで実施します

これからも安全に暮らすために
安心なまちづくりにご協力ください

大規模な震災の発生の可能性が指摘される中、自宅やブロック塀の老朽化で、安全性に不安がある方は、お気軽にご相談ください。補助には一定の条件があります。詳しくは中面をご覧ください。

志木市

住宅の耐震化に関する補助金について

耐震診断・耐震設計・耐震改修（建替）補助金交付要件

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を取得し着工した旧耐震基準の住宅及び併用住宅（※マンションの建替は補助対象外です。） 自己居住用の住宅であり、今後も居住する住宅であること 現在まで適正に管理されており（違反建築物等になっていないこと）、今後も適正に維持管理されるもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請日において、志木市に居住する対象建築物の所有者（共同住宅については、区分所有者） 地方税等を滞納していないこと
耐震診断者	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付規程に定める建築士が行うこと

耐震診断・耐震設計・耐震改修（建替）補助金額

耐震診断	戸建住宅・安全支援住宅	100,000円を限度に耐震診断に要した費用の相当額
	分譲マンション（共同住宅）	耐震診断に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額7,000,000円）があります。）
耐震設計	分譲マンション（共同住宅）	耐震設計に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額7,000,000円）があります。）
耐震改修	戸建住宅	400,000円（※1）を限度に耐震改修工事に要した費用の1/5
	安全支援住宅	800,000円（※1）を限度に、耐震改修工事に要した費用の相当額
	分譲マンション（共同住宅）	耐震改修工事に要した費用の1/3かつ戸数×300,000円以内（※2）（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額30,000,000円）があります。）
建替	戸建住宅	一戸につき400,000円（※1）
	安全支援住宅	一戸につき800,000円（※1）

（※1）市内業者施工の場合 200,000円 が加算されます。

（※2）建設業許可を受けている市内業者が耐震改修工事を行う場合、限度額に最大20%が加算されます。（市内業者とは市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業所のことです。）

業者と契約する前に申請が必要です。

また、申請年度の1月31日までに完了報告する等、いくつかの制限があります。



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日
認定者

耐震マークをご存知ですか？

地震に対する安全性を確保している建築物に対する認定制度で、基準に適合していると認められた建築物には、「耐震認定マーク」を表示できます。

旧耐震基準の建築物（*）でも、耐震診断の結果、耐震性能を有するものと確認されたものや、耐震改修工事により耐震基準に適合しているものとして認定された建築物に表示できるマークです。

平成29年度に市の補助金を利用して耐震改修工事を完了した志木ハイデンス（分譲マンション）が、平成30年度には、志木ファイブハイツ（分譲マンション）が、耐震診断を行った結果、耐震性能が確保されたため、耐震マークを取得しました。

また、耐震基準を満たし、「耐震基準適合証明書」の発行を受けることで、住宅を購入するものが住宅ローンや固定資産税の控除が受けられる制度があります。

（*）昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し、建築された建築物です。

ブロック塀に関する補助金について

補助金の対象者

- ・市内にブロック塀等を所有し、または管理する方であって、原則として申請年度の1月31日までに工事を完了し、補助金の交付請求を行うことのできる方。
- ・市民税などの滞納をしていない方。

↳ 市民税/固定資産税/軽自動車税/国民健康保険税/都市計画税/保育料/介護保険料

補助対象の工事

市内に本店を有する事業者が施工する次に掲げる工事であること。

なお、申請前に着手されたものは対象になりません。

1. ブロック塀等の撤去工事

道路*1や公共施設*2に1.0メートル以上面して設置されている道路面や公共施設面からの高さが1.0メートル以上の危険なブロック塀や大谷石など石積みの塀の撤去工事。

*1 建築基準法に規定された通り抜けの道路

*2 不特定多数の利用者のある公共施設

- ①フェンスのみの撤去は対象外です。
- ②ブロック塀の高さを低くする工事も対象ですが、道路面や公共施設面からの高さを60センチメートル以下としてください。

※擁壁の上にあるブロック塀、その他、不明な点については、ご相談ください。

2. ブロック塀等の撤去後の改修工事

撤去したブロック塀の代わりにアルミフェンス・生け垣等を設置する工事。

※撤去後もブロック塀等にする場合は、道路面からの高さが60センチメートル以下となるように改修してください。

※ただし、建物の新築、改築、増築などの工事に伴う敷地のブロック塀等の撤去、改修は補助の対象になりません。

また、不動産の売買を目的としたものも補助の対象になりません。

※生け垣の設置基準については、都市計画課へお問い合わせください。

補助金額

交付金額は対象工事に要した費用の50%で、かつ下の表を限度とします。

対象となる塀の長さ	撤去工事	改修工事	撤去+改修
1m以上20m未満	10万円	20万円	30万円
20m以上	20万円	40万円	60万円

補助金交付制度に関するご質問など、相談は随時承っておりますので、お気軽にご相談ください。

地震に備え、安心安全のために ブロック塀を点検しましょう。



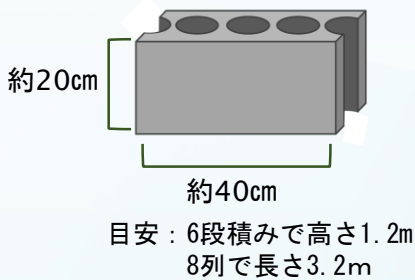
危険なブロック塀等を放置すると、地震時に倒壊した場合、人に危害を加えてしまうことや、避難や救助の妨げになることがあります。

まずは、ブロック塀を造った施工業者に確認してもらうことが第一です。それでも不明な場合専門家（一級建築士等）にご相談ください。

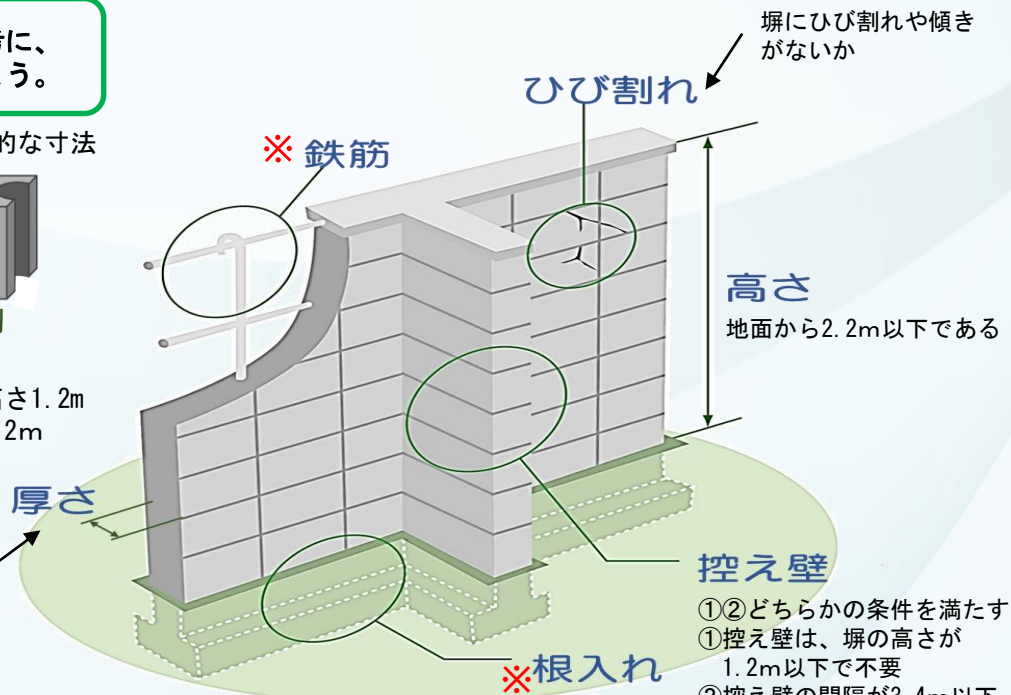
危険性が確認された場合は、付近通行者へ速やかな注意指示のうえ、撤去・改修を行いましょう。

こちらのイラストを参考に、
外観を点検してみましょう。

【参考】ブロック塀の一般的な寸法



10cm以上（塀の高さが2mを超える場合は15cm以上）



※の項目は、外観の目視では安全点検できないので、
専門家に相談しましょう。

- ①②どちらかの条件を満たす
- ①控え壁は、塀の高さが1.2m以下で不要
 - ②控え壁の間隔が3.4m以下、突出長さが次の値☆以上が必要
高さ $m \times 20 = \star cm$

詳しくは、志木市建築開発課へお問い合わせください
電話：048-473-1111(内線2534)
FAX：048-487-5050
E-mail:kentiku@city.shiki.lg.jp